

事務連絡
平成30年7月13日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

平成30年7月豪雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて

平成30年7月豪雨による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく介護給付費等、特定障害者特別給付費等、地域相談支援給付費等及び計画相談支援給付費等並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく障害児通所給付費等、障害児入所給付費等及び障害児相談支援給付費等（以下これらを総称して「介護給付費等」という。）の請求に係る事務については、「平成30年台風7号及び前線等に伴う大雨に関する介護給付費等及び障害児通所給付費等の請求の取扱いについて」（平成30年7月9日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課事務連絡）により通知したところであるが、利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求等については、下記のとおり取り扱うこととするので、管内市町村、事業者等及び国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）への周知について、遺漏なきようお願いしたい。

記

1 利用者負担の徴収が猶予された者に係る請求について

「平成30年7月豪雨による被災者に係る利用料等の取扱いについて」（平成30年7月13日付厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室ほか事務連絡）により利用者負担の徴収が猶予された者に係る介護給付費等の請求については、請求明細書の「請求額集計欄」の利用者負担額②に0と記載して請求すること。

2 国保連における一次審査結果について

障害福祉サービス等に係る利用料の支払いが困難な者に対する利用者負担の徴収を猶予する場合、市町村は、該当する受給者の異動連絡票情報（基本情報）（以下「受給者情報※」という。）を作成し、当該データを国保連へ送付することとしている。しかしながら、庁舎の被災等により、市町村等にて受給者情報の整備ができない場合には、請求情報に対する一次審査で「エラー」となるため、平成30年6月サービス提供分に関して下表のエラー内容については暫定的に警告（重度）へ変更するので、ご承知おき願いたい。

【「エラー」から「警告（重度）」に変更するエラーコード一覧】

エラーコード	エラー内容
EN21	資格:請求額集計欄の「利用者負担額②」が「1割相当額」、または受給者台帳の給付費等の額の特例情報「市町村が定める額」と一致していません
EN24	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が障害児支援受給者台帳の「多子軽減対象区分」に応じた値と一致していません
EN25	資格:請求明細書の請求額集計欄の「利用者負担額②」が受給者台帳の給付費等の額の特例情報「都道府県等が定める額」と一致していません

※1：当該措置は広島県、岡山県、京都府及び愛媛県に限定したものであり、該当する府県以外の都道府県及び市町村においては、一次審査結果への影響は発生しない。

※2：当該措置により、上記エラーコードに該当するものは広島県、岡山県、京都府及び愛媛県内全市町村で国保連の一次審査結果がエラーから警告（重度）に変更されることとなるので、通常の二次審査業務が可能な市町村においては、上記エラーコードについて二次審査を行い支払いの可否を判断する必要がある。

※3：平成30年7月サービス提供分以降の取扱いについては、別途通知する。